

運管試 旅客編 行者験
令和7年8月
CBT試験
受験版
問題と解説

第1章



道路運送法

1. 法律の目的と定義	12	14. 運行基準図・運行表	63
2. 旅客自動車運送事業の種類	13	15. 経路の調査と運行指示書	64
3. 許可	15	16. 乗務員等台帳と乗務員証	67
4. 運送約款	17	17. 特別な指導 [1]	70
5. 事業計画	19	18. 特別な指導 [2]	72
6. 禁止行為と乗合旅客の運送	25	19. 事故の報告 [1]	85
7. 運転者の選任	27	20. 事故の報告 [2]	91
8. 過労の防止	29	21. 運行管理者の選任	97
9. 点呼	37	22. 運行管理者の業務	101
10. 事故等における 公示・処置・措置	53	23. 運行管理者資格者証	114
11. 輸送の安全	55	24. 運送事業者による運行管理	115
12. 業務記録・事故の記録	57	25. 運転者等の遵守事項	122
13. 運送引受書の交付	62	26. 旅客自動車運送事業者による 輸送の安全に係る情報の公表	130

1 法令の要点と○×式過去出題例

■ 一般旅客自動車運送事業の許可 [道路運送法第4条]

1. 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。



【一般旅客自動車運送事業の許可】

2. 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業）について行う。

■ 欠格事由 [道路運送法第7条]

1. 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

②許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）として在任した者で当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。）であるとき。

■ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新 [道路運送法第8条]

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

過去出題例 [許可]

- 1. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業の種別ごとに国土交通大臣の認可を受けなければならない。[R4_CBT/R3_CBT]
- 2. 一般旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた者は、その取消しの日から2年を経過しなければ、新たに一般旅客自動車運送事業の許可を受けることができない。
[R2_CBT]
- 3. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。[R2_CBT]

解答

1…× (認可⇒許可) : 2…× (2年⇒5年) : 3…○

2 演習問題

問1 旅客自動車運送事業に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。[R2_CBT]

- 1. 自動車運送事業とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。
- 2. 旅客自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であって、一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業をいう。
- 3. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4. 一般旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた者は、その取消しの日から2年を経過しなければ、新たに一般旅客自動車運送事業の許可を受けることができない。

◆解答&解説

問1【解答 2, 3】

- 1. 誤 : 自動車運送事業とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。自動車道事業は、「道路運送事業」に含まれる。道路運送法第2条(定義)第2項。⇒12P
- 2. 正 : 道路運送法第2条(定義)第3項。⇒12P・道路運送法第3条(旅客自動車運送事業の種類)第1項①・②。
- 3. 正 : 道路運送法第8条(一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新)第1項。
- 4. 誤 : 「2年」⇒「5年」。道路運送法第7条(欠格事由)第1項②。



覚えておこう ー道路運送法編ー

◆ 旅客自動車運送事業の種類

一般旅客自動車運送事業	
①	一般 乗合 旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
②	一般 貸切 旅客自動車運送事業（一個の契約により乗車定員 11人以上 の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
③	一般 乗用 旅客自動車運送事業（一個の契約により乗車定員 11人未満 の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
特定旅客自動車運送事業	

◆ 事業者が国土交通大臣に行う手続き

許可 ※	運送事業の 経営 （運行管理の体制を記載した書類を添付）	
認可	運送約款の 制定及び変更 事業計画の 変更 （ 自動車車庫の位置及び収容能力、営業区域等 ）	
届け出	（あらかじめ）	事業用自動車の数 などの事業計画の変更 路線定期運行の運行計画 （路線定期運行の乗合）
	（遅滞なく）	営業所の名称 などの軽微な事業計画の変更
	（6カ月前）	路線の 休止又は廃止 （路線定期運行の乗合）

※許可の取り消し等から5年を経過していない場合は不可。

◆ 過労運転の防止（事業者の業務）

過労の防止を考慮した 勤務時間及び乗務時間の設定	
睡眠又は休憩のための施設を 整備・管理・保守	
睡眠のための施設を勤務を終了する場所の付近に 確保・管理・保守 （営業所で勤務を終了できない場合）	
業務の禁止①	酒気帯びの者 ※ 疾病・疲労・睡眠不足により安全に業務を遂行し、又はその補助をすることが できない者
交替運転者の配置	夜間及び長距離運転 （乗合・貸切）
業務の禁止②	乗務距離の 最高限度を超えて 乗務させない

※呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓ以上で**あるか否か**を問わない。

第2章



道路運送車両法

1. 法律の目的と定義	142	4. 点検整備	161
2. 登録制度	143	5. 保安基準	169
3. 自動車の検査	150		

3

自動車の検査

1 法令の要点

■ 自動車の構造 [車両法第40条]

1. 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

①長さ、幅及び高さ

③**車両総重量**（車両重量、最大積載量及び55キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）

■ 選任届 [車両法第52条]

1. 大型自動車使用者等は、**整備管理者を選任**したときは、その日から**15日以内**に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを**変更**したときも同様である。

■ 自動車の検査及び自動車検査証 [車両法第58条]

1. 自動車（検査対象外軽自動車[※]及び小型特殊自動車を除く。）は、この法律で定めるところにより、国土交通大臣の行う**検査**を受け、有効な自動車検査証の**交付**を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

[※]検査対象外軽自動車は、軽自動車のうち二輪のものが該当する。具体的には、総排気量が125cc以上250cc未満の二輪自動車となる。

■ 新規検査 [車両法第59条]

1. 登録を受けていない第4条に規定する自動車又は第60条第1項の規定[※]による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という。）若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう**新規検査**を受けなければならない。

[※]第4条の規定とは、自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならないというもの。第60条第1項の規定とは、新規検査の結果、保安基準に適合するときは、自動車検査証を使用者に交付する場合には検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については車両番号を指定しなければならないというもの。

◆解答&解説

問1【解答 A-①, B-①, C-①, D-②】

1. 車両法第59条（新規検査）第1項。
2. 車両法第62条（継続検査）第1項。
3. 車両法第67条（自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査）第1項。
4. 車両法第61条の2（自動車検査証の有効期間の伸長）第1項。

問2【解答 2】

1. 正：車両法第94条の5（保安基準適合証等）第11項。
2. 誤：「2年」⇒「1年」。車両法第61条（自動車検査証の有効期間）第1項。
3. 正：車両法第40条（自動車の構造）第1項①・③。
4. 正：車両法第67条（自動車検査証記録事項の変更及び構造等の変更検査）第1項。

問3【解答 1】

1. 誤：自動車に自動車検査証の写しを備え付けることはできない。車両法第66条（自動車検査証の備付け等）第1項。
2. 正：車両法第62条（継続検査）第5項。
3. 正：車両法第59条（新規検査）第1項。
4. 正：車両法第61条（自動車検査証の有効期間）第1項。

問4【解答 4】

1. 正：車両法第66条（自動車検査証の備付け等）第3項。
2. 正：車両法第61条（自動車検査証の有効期間）第1項。
3. 正：車両法第52条（選任届）第1項。
4. 誤：自動車検査証は当該自動車に備え付けておかなければならない。車両法第66条（自動車検査証の備付け等）第1項。

問5【解答 1, 4】

1. 正：車両法第16条（一時抹消登録）第2項①。⇒144P
2. 誤：「30日以内」⇒「15日以内」。車両法第69条（自動車検査証の返納等）第1項①。
3. 誤：自動車登録番号標は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置に確実に取り付ける。車両法第19条（自動車登録番号標の表示の義務）第1項・施行規則第8条の2（自動車登録番号標の表示）第1項。⇒144P
4. 正：車両法第5条（登録の一般的効）第1項。⇒143P

問6【解答 4】

1. 正：車両法第94条の5（保安基準適合証等）第11項。
2. 正：車両法施行規則第44条（自動車検査証等の有効期間の起算日）第1項。
3. 正：車両法第67条（自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査）第1項。
4. 誤：自動車検査証は当該自動車に備え付けておかなければならない。車両法第66条（自動車検査証の備付け等）第1項。

覚えておこう 一 道路運送車両法・保安基準編

◆ 道路運送車両法の目的（キーワード）

所有権・安全性・公害の防止・環境の保全・技術の向上・公共の福祉

◆ 自動車の種別（車両法による自動車の種別）

普通自動車・小型自動車・軽自動車・大型特殊自動車・小型特殊自動車

◆ 登録・検査関係①

《所有者が申請すること》

登録の種別	申請するとき	期限
変更登録	型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名、住所、使用の本拠の位置などを変更するとき	15日
移転登録	所有者を変更するとき（新所有者が行う）	15日
永久抹消登録・一時抹消登録	自動車が滅失、解体、又は用途を廃止するとき	15日

《使用者が手続きすること》

検査の種別	手続きするとき	期限
継続検査	自動車検査証の有効期間満了後も自動車を使用するとき	—
自動車検車証記録事項の変更	自動車検査証記録事項について変更があったとき	15日
自動車検査証の返納	自動車が滅失、解体、又は用途を廃止するとき	15日

《検査の種類》

新規・継続・臨時・構造等変更・予備

◆ 登録・検査関係②

自動車登録番号標	自動車の 前面 及び 後面 であって自動車登録番号の 識別に支障が生じないもの として告示で定める位置に表示する
検査標章	自動車検査証の 有効期間の満了する時期 が記載されている
自動車検査証	①自動車に 備え付けておかなければならない ②有効期間（旅客自動車運送事業用自動車）は初回も含め 1年間

◆ 日数のまとめ

15日以内	変更登録、移転登録、永久抹消登録、一時抹消登録、自動車検査証記録事項の変更、自動車検査証の返納
5日以内	臨時運行の許可

第3章



道路交通法

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 法律の目的と定義 …………… 184 | 9. 灯火と合図の時期 …………… 231 |
| 2. 自動車の種類と運転免許 …… 187 | 10. 乗車又は積載方法の制限等 …… 237 |
| 3. 信号機の意味 …………… 195 | 11. 酒気帯び運転の禁止 …………… 239 |
| 4. 最高速度・高速道路 …………… 197 | 12. 過労運転の禁止 …………… 241 |
| 5. 追越し …………… 206 | 13. 運転者の遵守事項 …………… 243 |
| 6. 車両の通行方法 …………… 212 | 14. 交通事故の場合の措置 …… 253 |
| 7. 交差点 …………… 222 | 15. 使用者に対する通知 …… 255 |
| 8. 停車及び駐車禁止場所 …… 225 | 16. 道路標識 …………… 256 |

1

法律の目的と定義

1 法令の要点

■ 道路交通法の目的 [道交法第1条]

1. この法律は、道路における**危険を防止**し、その他交通の**安全と円滑**を図り、及び道路の交通に起因する**障害の防止**に資することを目的とする。

■ 定義 [道交法第2条]

1. この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

用語	用語の意義
③の2 本線車道	高速自動車国道又は自動車専用道路の 本線車線により構成する車道 をいう。
③の4 路側帯	歩行者の通行の用 に供し、又は 車道の効用を保つ ため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、 道路標示によって区画 されたものをいう。
⑥安全地帯	路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分を用いる。
⑦車両通行帯	車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該 道路標示により示されている道路 の部分を用いる。
⑧車両	自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバス をいう。
⑨自動車	原動機 を用い、かつ、 レール又は架線によらないで運転 する車又は特定自動運行 を行う車 であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（歩行補助車等）以外のものをいう。
⑮道路標識	道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標識板をいう。
⑯道路標示	道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標識で、路面に描かれた道路線、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

2 演習問題

問1 道路交通法に定める用語の定義等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。[R4_CBT改]

1. 路側帯とは、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。
2. 安全地帯とは、車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分を用いる。
3. 車両とは、自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
4. 自動車とは、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（歩行補助車等）以外のものをいう。

◆解答&解説

問1【解答 2】

1. 正：道交法第2条（定義）第1項③の4。
2. **誤**：設問の内容は、**車両通行帯**。安全地帯とは、路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分を用いる。道交法第2条（定義）第1項⑥・⑦。
3. 正：道交法第2条（定義）第1項⑧。
4. 正：道交法第2条（定義）第1項⑨。

覚えておこう ー 道路交通法編 ー

用語の定義

本線車道	高速自動車国道又は自動車専用道路の 本線車線により構成する車道 をいう。
路側帯	歩行者の通行 の用に供し、又は 車道の効用 を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、 道路標示によって区画されたもの をいう。
安全地帯	路面電車に 乗降する者 若しくは 横断している歩行者 の安全を図るため道路に設けられた 島状の施設 又は 道路標識 及び 道路標示 により 安全地帯 であることが示されている道路の部分をいう。
車両通行帯	車両が定められた部分を通行することが 道路標示 により示されている場合の道路の部分。
車両	自動車 、 原動機付自転車 、 軽車両 及び トロリーバス をいう。
自動車	原動機 を用い、かつ、 レール 又は 架線によらないで運転 する車又は特定自動運行を行う車であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの以外のものをいう。
道路標識	道路の交通に関し、 規制 又は 指示 を表示する 掲示板 。
道路標示	道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、 路面に描かれた道路鉾、ペイント、石等による線、記号 又は 文字 。
駐車	車両等が継続的に停止すること又は運転者が自動車を離れて すぐに運転できない状態であること （人の乗降や 5分以内 の荷下ろし等除く）。
停車	駐車以外 の車両等の停止。
徐行	車両等が 直ちに停止することができるような速度 で進行することをいう。
追越し	車両が他の車両等に追いついた場合において、その進路を変えてその追いついた車両等の 側方を通過 し、かつ、当該車両等の 前方に出る ことをいう。
進行妨害	車両等が進行を継続又は始めた場合に、他の自動車等が危険を防止するため速度又は方向を急に変更しなければならないおそれがあるときに、その進行を継続し又は始めることで他の自動車等の 進行を妨害すること 。

道路交通法による自動車の種類

①大型自動車	②中型自動車	③準中型自動車	④普通自動車
⑤大型特殊自動車	⑥大型自動二輪車	⑦普通自動二輪車	⑧小型特殊自動車

第4章



労働基準法

- | | | | |
|-----------------|-----|------------------------|-----|
| 1. 労働契約…………… | 268 | 5. 労働時間の改善基準 (目的) …… | 291 |
| 2. 労働時間・休日…………… | 275 | 6. 労働時間の改善基準 (タクシー) …… | 292 |
| 3. 就業規則…………… | 283 | 7. 労働時間の改善基準 (バス) …… | 297 |
| 4. 健康診断…………… | 287 | | |

1 法令の要点

■ 労働時間 [労基法第32条]

1. 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について**40時間を超えて**、労働させてはならない。
2. 使用者は、1週間の各日については、労働者に、**休憩時間を除き1日について8時間を超えて**、労働させてはならない。

■ 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等 [労基法第33条]

1. 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

■ 休 憩 [労基法第34条]

1. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少くとも**45分、8時間を超える場合**においては少くとも**1時間**の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

■ 休 日 [労基法第35条]

1. 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも**1回**の休日を与えなければならない。
2. 第1項の規定は、**4週間**を通じ**4日以上**の休日を与える使用者については適用しない。

■ 時間外及び休日の労働 [労基法第36条]

1. 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては**労働者の過半数を代表する者**との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、法定労働時間又は法定休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

2 演習問題

問1 労働基準法（以下「法」という。）に定める労働契約等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。
2. 生後満1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる。
3. 使用者は、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の80以上の手当を支払わなければならない。
4. 労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

問2 労働基準法（以下「法」という。）に定める労働時間及び休日等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。[R3_CBT]

1. 使用者は、その雇入れの日から起算して3ヵ月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。
2. 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。また、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について、8時間を超えて、労働させてはならない。
3. 使用者が、法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
4. 使用者は、満16歳以上の男性を交替制によって使用する場合その他法令で定める場合を除き、満18歳に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。

問7 労働基準法（以下「法」という。）の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。[R5_CBT]

1. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少くとも45分、8時間を超える場合においては少くとも1時間の休憩時間を労働時間の途中で与えなければならない。
2. 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも1回の休日を与えなければならない。ただし、この規定は、4週間を通じ4日以上以上の休日を与える使用者については適用しない。
3. 使用者は、その雇入れの日から起算して6ヵ月間継続勤務し全労働日の7割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。
4. 法第39条（年次有給休暇）の規定により使用者が与えなければならない有給休暇の日数の算定に当たっては、労働者が業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定する育児休業又は介護休業をした期間は、これを出勤したものとみなす。

◆解答&解説

問1【解答 3】

1. 正：労基法第15条（労働条件の明示）第1項・第2項。⇒269P
2. 正：労基法第67条（育児時間）第1項。
3. 誤：「100分の80以上」⇒「100分の60以上」。労基法第26条（休業手当）第1項。⇒271P
4. 正：労基法第22条（退職時等の証明）第1項。⇒270P

問2【解答 1】

1. 誤：「3ヵ月間」⇒「6ヵ月間」。労基法第39条（年次有給休暇）第1項。
2. 正：労基法第32条（労働時間）第1項・第2項。
3. 正：労基法第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）第1項。
4. 正：労基法第61条（深夜業）第1項。

問3【解答 1】

1. 誤：「30日以内」⇒「7日以内」。労基法第23条（金品の返還）第1項。⇒270P
2. 正：労基法第27条（出来高払制の保障給）第1項。⇒271P
3. 正：労基法第65条（産前産後）第2項。
4. 正：労基法第75条（療養補償）第1項。

1 法令の要点

■ 一般乗合・貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等
【改善基準第5条】

1. 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者並びに旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者であって、主として人を運送することを目的とする自動車の運転の業務に従事するもの（以下、この条においてこれらを総称して「バス運転者等」という。）を使用する場合は、その拘束時間、休息期間及び運転時間について、次に定めるところによるものとする。

※拘束時間及び休息期間の定義については292Pを参照。

《1か月（1年）、4週平均1週（52週）の拘束時間》

①拘束時間は、次の**いずれか**の基準を満たすものとする。

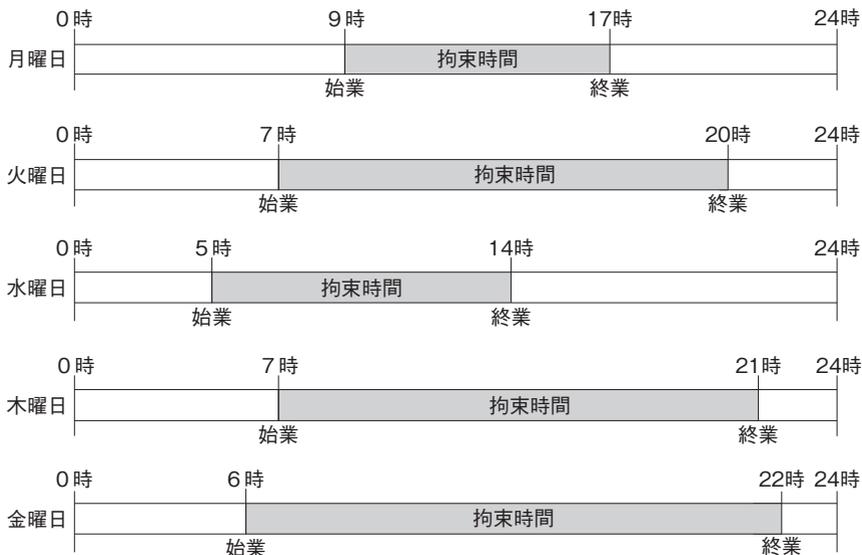
イ 1ヵ月について**281時間**を超えず、**かつ**、**1年**について**3,300時間**を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、乗合バスに乗務する者（一時的な需要に応じて追加的に自動車の運行を行う営業所において運転の業務に従事する者に限る。）、高速バスに乗務する者、貸切バスに乗務する者（以下、「貸切バス等乗務者」という。）の拘束時間は、労使協定により、1年について**6ヵ月**までは、1ヵ月について**294時間**まで延長することができ、**かつ**、1年について**3,400時間**まで延長することができる。

ロ 4週間を平均し1週間当たり**65時間**を超えず、**かつ**、**52週間**について**3,300時間**を超えないものとする。ただし、貸切バス等乗務者の拘束時間は、労使協定により、52週間のうち**24週間**までは4週間を平均し1週間当たり**68時間**まで延長することができ、**かつ**、**52週間**について**3,400時間**まで延長することができる。

②①イただし書の場合においては、1ヵ月の拘束時間について281時間を超える月が**4ヵ月を超えて連続しない**ものとし、①ロただし書の場合においては、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が**65時間**を超える週が**16週間**を超えて連続しないものとする。

4 演習問題（1日の拘束時間）

問1 下図は、一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1週間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める拘束時間等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。ただし、すべて1人乗務の場合とする。なお、解答にあたっては、下図に示された内容及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。[R5_CBT改]



注) 土曜日及び日曜日は休日とする。

1. 1日についての拘束時間が改善基準告示に定める最大拘束時間に違反する勤務がある。
2. 1日についての拘束時間が14時間を超えることができる1週間についての回数は、改善基準告示に定める目安に違反していない。
3. 月曜日に始まる勤務の1日についての拘束時間は、この1週間の勤務の中で1日についての拘束時間が最も短い。
4. 勤務終了後の休息期間が改善基準告示に違反するものはない。

◆解答＆解説

問1【解答 2, 4】

改善基準第5条第1項③・④。

1日についての拘束時間は13時間を超えないものとし、延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（最大拘束時間）は15時間とすること。また、勤務終了後の休息期間は継続9時間以上与えること。ポイントは、「最大拘束時間が15時間を超える*」、「休息期間が9時間未満」であると改善基準違反となる。なお、1日の拘束時間の開始は当日の始業時とし、終了は始業時から24時間後となる。

※「超える」には、「15時間」は含まれない。

月曜日の拘束時間は、始業9時から24時間後の火曜日の9時までとなる。月曜日の始業時から24時間以内には火曜日の始業7時から9時までの2時間が含まれる。よって、拘束時間の計算は次のようになる。

月曜日の拘束時間は、始業9時～終業17時（①）＋火曜日の始業7時～9時（③）となり、8時間＋2時間＝10時間となる。また、水曜日の始業5時～7時（⑥）までの2時間は火曜日の拘束時間に、金曜日の始業6時～7時（⑨）の1時間は木曜日の拘束時間に含まれることに注意する。



月曜日から金曜日までの拘束時間と休息期間は次のとおり。

月	拘束時間	10時間（8時間（始業9時～終業17時）＋翌日2時間）
	休息期間	14時間（月曜終業17時～火曜始業7時）
火	拘束時間	<u>15時間</u> （13時間（始業7時～終業20時）＋翌日2時間）
	休息期間	9時間（火曜終業20時～水曜始業5時）
水	拘束時間	<u>9時間</u> （始業5時～終業14時）
	休息期間	17時間（水曜終業14時～木曜始業7時）
木	拘束時間	<u>15時間</u> （14時間（始業7時～終業21時）＋翌日1時間）
	休息期間	9時間（木曜終業21時～金曜始業6時）
金	拘束時間	<u>16時間</u> （始業6時～終業22時）

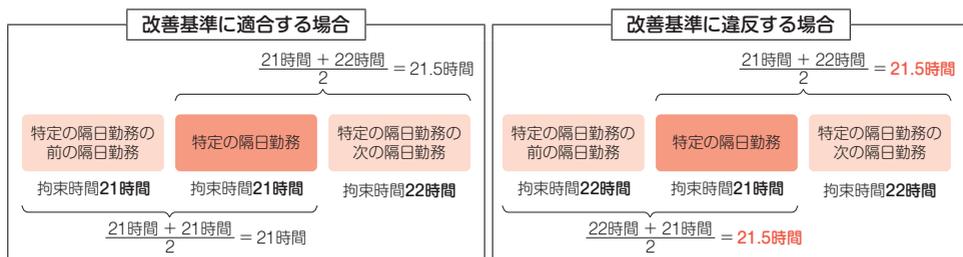
覚えておこう - 労基法・改善基準告示編 -

用語と日数

平均賃金	3ヵ月間の賃金の総額 ÷ 3ヵ月間の総日数
契約期間	一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、 3年 を超える期間について締結してはならない
労働条件の明示	労働条件が事実と相違する場合においては、 即時解除 できる
解雇の予告	30日前 に予告。しない場合は 30日分以上 の平均賃金を支払う
解雇制限	業務上の負傷、 疾病療養休業期間+30日間 、 産前産後休業期間+30日間 は解雇してはならない
金品の返還	労働者の死亡又は退職において権利者の請求があった場合は、 7日以内 に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する 金品を返還 しなければならない
労働時間	1週間について 40時間 を超えてはならない 1週間の各日については、休憩時間を除き1日について 8時間 を超えてはならない
休憩	労働時間 6時間 を超える⇒ 45分 労働時間 8時間 を超える⇒ 1時間
休日	少なくとも 週1回 （4週間で4日以上休日がある場合を除く）
時間外・休日等の割増賃金	通常賃金の 2割5分以上5割以下 。ただし、1ヵ月の延長労働時間が 60時間 を超えた場合、その超えた時間に対しては通常賃金の 5割以上
有給休暇	6ヵ月以上 継続勤務、 8割以上 出勤⇒ 10労働日 の有給休暇
産前産後	産後8週間 を経過しない女性を就業させてはならないが、 産後6週間 を経過した女性が請求した場合には、医師が支障がないと認めた業務に就かせることは差し支えない
育児時間	生後満一年に達しない生児を育てる女性は、休憩時間のほか、 1日2回 各々少なくとも 30分 、その生児を育てるための時間を請求することができる
就業規則	常時10人以上の労働者 を使用する場合、就業規則を 作成、行政官庁に届け出る
健康診断の結果の通知	健康診断を受けた労働者に対し、当該健康診断の結果を 通知しなければならない

■ 2 暦日の拘束時間（※車庫待ち等の運転者は除く）

2 暦日の拘束時間は、22時間を超えないこと、かつ、2 回の隔日勤務を平均し隔日勤務 1 回当たり21時間を超えないこと。（「特定の隔日勤務の前の隔日勤務と特定の隔日勤務」の平均拘束時間と「特定の隔日勤務と特定の隔日勤務の次の隔日勤務」の平均拘束時間がともに21時間を超える場合に改善基準違反。）



◆ 【1ヵ月当たり（1年）又は、4週間を平均した1週間当たり（52週）の拘束時間】 **バス**

■ 拘束時間は 1 と 2 のどちらかの基準を満たすもの。

1 1ヵ月当たり（1年）の拘束時間

◎ 1ヵ月について**281時間**を超えず、かつ、1年について**3,300時間**を超えないこと。

※貸切バス等乗務者は、労使協定があれば、1年について**6ヵ月**まで、1ヵ月について**294時間**まで延長でき、かつ、1年について**3,400時間**まで延長できる。

◎ 拘束時間を延長する場合、1ヵ月の拘束時間が281時間を超える月が**4ヵ月を超えて連続しない**こと。

2 4週間を平均した1週間当たり（52週）の拘束時間

◎ 4週間を平均し1週間当たり**65時間**を超えず、かつ、**52週間**について**3,300時間**を超えないこと。

※貸切バス等乗務者は、労使協定があれば、52週間のうち**24週間**までは4週間を平均し1週間当たり**68時間**まで延長でき、かつ、52週間について**3,400時間**まで延長できる。

◎ 拘束時間を延長する場合、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が65時間を超える週が**16週間を超えて連続しない**こと。

1 1ヵ月当たり（1年）の拘束時間の例

1 適合例		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
	各月の拘束時間	280時間	294時間	278時間	282時間	268時間	272時間	290時間	285時間	287時間	267時間	291時間	281時間	3,375時間

1 拘束時間が281時間を超える月は、5月・7月・10月・11月・12月・2月の6ヵ月。

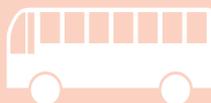
2 拘束時間が281時間を超える月は、4ヵ月を超えて連続していない。

3 拘束時間が294時間を超える月はない。

4 1年についての拘束時間は3,400時間を超えていない。

結果 違反する項目はないため、改善基準に適合している。

第5章



実務上の知識及び能力

- | | | | |
|--------------------|-----|------------------|-----|
| 1. 運行管理者 …………… | 362 | 6. 交通事故防止 …………… | 449 |
| 2. 配置基準 …………… | 394 | 7. 視覚と視野と夜間等の運転 | 457 |
| 3. 運転者の健康管理 …………… | 410 | 8. 走行時に働く力と諸現象 … | 463 |
| 4. 交通事故等緊急事態 …………… | 421 | 9. 自動車に関する計算問題 … | 468 |
| 5. 事故の再発防止策 …………… | 426 | | |

2

配置基準

1 交替運転者の配置基準

■ 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について（※）

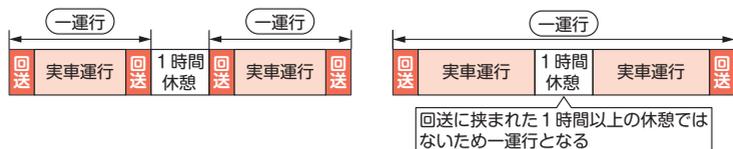
※以下「配置基準」という。高速乗合バスについては省略（一部掲載）。以下同じ。

1. 用語の定義

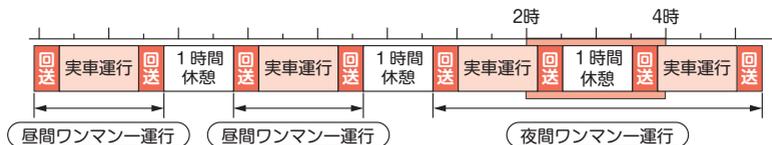
- (4) **1日の乗務**：1人の運転者が1日（始業から起算して24時間をいう。以下同じ。）のうち、最初に**運転を開始**してから、最後に**運転を終了**するまでの間の乗務をいう。
- (5) **一運行**：1人の運転者の1日の乗務のうち、**回送運行を含む**運転を開始してから運転を終了するまでの一連の乗務を一運行という。ただし、1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、**その間に連続1時間以上の休憩**を確保する場合であって、当該休憩の**直前及び直後に回送運行**があるときには、当該休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行とする。なお、1人の運転者が同じ1日の乗務の中で**2つの夜間ワンマン運行**に連続して乗務する場合には、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を挟んでいても、これらの連続する運行を合わせて**1つの夜間ワンマン運行**とみなす。

★一運行のポイント★

- ① 1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、その間に連続1時間以上の休憩を確保する場合で直前直後に回送運行があると、休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行になる。ただし、直前及び直後に回送運行がないと一運行になる。



- ② 1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に連続して乗務する場合、直前直後に回送運行があり、連続1時間以上の休憩を挟んでいても、1つの夜間ワンマン運行となる。



- (7) **夜間ワンマン運行**：最初の旅客が乗車する時刻若しくは最後の旅客が降車する時刻（運転を交替する場合にあっては実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻）が**午前2時から午前4時までの間**にあるワンマン運行又は**当該時刻をまたぐ**ワンマン運行をいう。

2 演習問題

問1 旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の過労運転の防止等についての法令等の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

[R5_CBT]

1. 貸切バスの交替運転者の配置基準に定める夜間ワンマン運行（1人乗務）において、運行直前に11時間以上休息期間を確保している場合など配置基準に規定する場合を除き、一運行の実車距離は600キロメートルを超えないものとする。
2. 貸切バスの交替運転者の配置基準に定める夜間ワンマン運行（1人乗務）の一運行の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。
3. 事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。この場合、事業者（個人タクシー事業者を除く。）は、日日雇い入れられる者、2ヵ月以内の期間を定めて使用される者及び試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）を当該運転者として選任してはならない。
4. 事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

問2 旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の過労運転の防止等についての法令の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

[R4_CBT]

1. 貸切バスの交替運転者の配置基準に定める夜間ワンマン運行（1人乗務）の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、4時間までとする。
2. 貸切バスの交替運転者の配置基準に定める夜間ワンマン運行（1人乗務）の実車運行区間において、1運行の実車距離が400キロメートルを超える場合にあつては、運行指示書上、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続20分以上の休憩を確保しなければならない。
3. 事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

◆ 解答&解説

※問1～問3は第1章の範囲で出題されましたが、学習及び編集の都合上、第5章に収録しました。

問1【解答 1】

1. 誤：「600キロメートル」⇒「**400キロメートル**」。[配置基準（貸切）] 2（1）①。
2. 正：[配置基準（貸切）] 2（1）②。
3. 正：運輸規則第36条（運転者として選任してはならない者）第1項①～③。⇒27P
4. 正：運輸規則第21条（過労防止等）第5項。⇒29P。

問2【解答 1】

1. 誤：「4時間」⇒「**概ね2時間**」。[配置基準（貸切）] 2（1）④。
2. 正：[配置基準（貸切）] 2（1）⑤。
3. 正：運輸規則第21条（過労防止等）第1項。⇒29P
4. 正：運輸規則第21条（過労防止等）第2項・「運輸規則の解釈及び運用」第21条（2）①イ。
⇒29P

問3【解答 3】

1. 正：運輸規則第21条（過労防止等）第6項。⇒29P
2. 正：運輸規則第21条（過労防止等）第7項。⇒29P
3. 誤：「10時間」⇒「**9時間**」。[配置基準（貸切）] 2（1）②。
4. 正：運輸規則第36条（運転者として選任してはならない者）第1項①～③。⇒27P

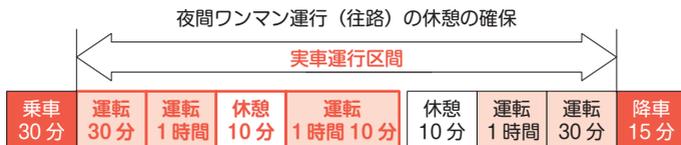
問4【解答 1-①, 2-②, 3-①】

1. [配置基準（貸切）] 2（1）①・⑤。

夜間ワンマン運行の実車運行区間において、運行指示書上、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続20分以上（一運行の実車距離が**400km以下**以下の場合にあっては、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続15分以上）の休憩を確保する。

往路は夜間ワンマン運行の実車距離が400km以下（15km+90km+90km+90km+15km=300km）であるため、運転時間概ね**2時間毎に連続15分以上**の休憩を確保していればよい。

◎夜間ワンマン運行の実車運行区間の途中における休憩は、30分+1時間運行した後10分休憩、1時間10分運行、ここで合計2時間40分の運転時間に対し休憩が10分のため、実車運行区間の途中における休憩の確保は、配置基準に照らし、**違反している**。



覚えておこう - 実務上の知識及び能力編 -

◆ 運転者の健康管理

定期健康診断
<ul style="list-style-type: none">・ 1年以内毎に1回（ただし、深夜業務に常時従事する者は6ヵ月毎に1回）・ 運転者が自ら受けた健康診断でも、法令で必要な定期健康診断の項目を充足している場合は、法定健診として代用できる
脳血管疾患
<ul style="list-style-type: none">・ 定期健康診断では容易に発見できない
睡眠時無呼吸症候群（SAS）
<ul style="list-style-type: none">・ 本人に自覚がないことが多い・ 狭心症、心筋梗塞等の合併症を引き起こすおそれがある ⇒スクリーニング検査等を行い、早期治療を受けさせる
アルコール依存症
<ul style="list-style-type: none">・ 回復しても再び依存症に陥るケースが多い ⇒飲酒に関する指導を行う

◆ 交通事故等緊急時の措置

交通事故を起こした場合
<ol style="list-style-type: none">①事故の続発防止のため、安全な場所に自動車を止め、エンジンを切る②負傷者等がいる場合、救急車の出動要請をし、救急車の到着まで応急処置を行う③警察署に事故発生の報告をし、指示を受ける④報告した警察官から事故現場を離れないよう指示があった場合は、事故現場を離れてはならない
事故等で事業用自動車の運行を中断した場合
事業者は自動車に乗車している旅客のために下記の事項に関して適切な処置を行う
<ol style="list-style-type: none">①旅客の運送を継続すること②旅客を出発地点まで送還すること③上記①②の他、旅客を保護すること
異常気象が起こった場合
事業者は天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、自動車の乗務員に対する必要な指示を行い、その他輸送の安全のための措置を講じなければならない

本書に関する訂正とお問い合わせについて

本書の内容に訂正がある場合は、弊社のホームページに掲載致します。

書籍の訂正について

株式会社公論出版 ホームページ
書籍サポート/訂正
URL : https://kouronpub.com/book_correction.html



本書の内容で分からないことがありましたら、**必要事項を明記の上**、問合せフォームより、メールにて下記までお問い合わせください。電話でのお問い合わせは、**受け付けておりません**。

本書籍に関するお問い合わせ

<p>メール</p> 	<p>問合せフォーム</p> 	<p>必要事項</p> <ul style="list-style-type: none">・お客様の氏名とフリガナ・書籍名・該当ページ数・問合せ内容
--	--	---

※回答まで時間がかかる場合があります。ご了承ください。

※お問い合わせの有効期限は、**本書籍の発行日から1年間**とさせていただきます。

※お問い合わせは、本書の内容に限ります（個人指導に当たるお問い合わせについては、お答えできない場合があります）。運行管理者試験の詳細や実施時期、運行管理者の実務等については直接、運行管理者試験センターや最寄りの運輸局等へお問い合わせください。

運行管理者試験 問題と解説 旅客編 令和7年8月CBT試験受験版

定価2,640円（税込）

■発行日 令和7年5月 初版

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
TEL : 03-3837-5731（編集）
HP : <https://www.kouronpub.com/>

※電話でのお問合せは受け付けておりません。

※落丁・乱丁・書籍の内容に誤り等がございましたら上記の問合せフォームよりご連絡ください。